

特定非営利活動法人サステナビリティ日本フォーラム 定款

新旧対照表

新	旧
<p>(入会)</p> <p>第7条 本会の正会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。</p> <p>2 本会の賛助会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。</p> <p>3 代表理事は、前2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面または電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>(入会)</p> <p>第7条 本会の正会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。</p> <p>2 本会の賛助会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。</p> <p>3 代表理事は、前2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。</p>
<p>(役員を選任)</p> <p>第13条 理事は、正会員のうちから役員選定内規に従って評議員会が選任し、総会に報告する。</p> <p>2 代表理事は理事会で選任される。</p> <p>3 監事は総会で選任される。</p> <p>4 監事は理事または本会の職員を兼ねてはならない。</p> <p>5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。</p>	<p>(役員を選任)</p> <p>第13条 理事は、正会員のうちから役員選定内規に従って評議員会が選任し、総会に報告する。</p> <p>2 代表理事は理事の互選による。</p> <p>3 監事は総会で選任される。</p> <p>4 監事は理事または本会の職員を兼ねてはならない。</p> <p>5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。</p>
<p>(役員職務)</p> <p>第14条 代表理事は、本会を代表し、その業務を統括する。代表理事以外の理事は、その業務について、本会を代表しない。</p> <p>2 理事は、理事会を構成し、定款および細則の定め、総会および理事会の議決に基づき本会の業務を執行する。</p> <p>3 代表理事が複数ある場合の職務執行の分担については、必要に応じて別に定めるものとする。</p>	<p>(役員職務)</p> <p>第14条 代表理事は、本会を代表し、その業務を統括する。代表理事以外の理事は、その業務について、本会を代表しない。</p> <p>2 理事は、理事会を構成し、定款および細則の定め、総会および理事会の議決に基づき本会の業務を執行する。</p> <p>3 代表理事が複数ある場合の職務執行の分担については、別に定めるものとする。</p>

<p>(役員の報酬・弁済等)</p> <p>第17条 役員は、無報酬とする。</p> <p>2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁済することができる。</p> <p>3 弁済額および弁済に必要な事項は、理事会において<u>必要に応じて別に定めるものとする。</u></p>	<p>(役員の報酬・弁済等)</p> <p>第17条 役員は、無報酬とする。</p> <p>2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁済することができる。</p> <p>3 弁済額および弁済に必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。</p>
<p>(評議員の弁済等)</p> <p>第23条 評議員には、その職務を執行するために要した費用を弁済することができる。</p> <p>2 弁済額および弁済に必要な事項は、理事会において<u>必要に応じて別に定めるものとする。</u></p>	<p>(評議員の弁済等)</p> <p>第23条 評議員には、その職務を執行するために要した費用を弁済することができる。</p> <p>2 弁済額および弁済に必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。</p>
<p>(役職者)</p> <p>第24条 本会に役職者を置くことができる。</p> <p>(中略)</p> <p>10 会長、副会長、相談役および顧問の任期については、第15条第1項の規定を準用する。</p>	<p>(役職者)</p> <p>第24条 本会に役職者を置くことができる。</p> <p>(中略)</p> <p>10 会長、副会長、相談役および顧問の任期については、第15条第1項の規定を準用する。</p>
<p>(開催)</p> <p>第28条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認めた場合</p> <p>(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した<u>書面または電磁的方法</u>によって開催の請求があった場合</p> <p>(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があった場合</p>	<p>(開催)</p> <p>第28条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認めた場合</p> <p>(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面（電子メールを含む）によって開催の請求があった場合</p> <p>(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があった場合</p>
<p>(招集)</p> <p>第29条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き代表理事が招集する。</p> <p>2 総会の招集は、日時、場所、目的および審議事項を記載した<u>書面または電磁的方法</u>によって、開催日の7日前までに通知をしなければならない。</p> <p>3 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を開催しなければならない。</p>	<p>(招集)</p> <p>第29条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き代表理事が招集する。</p> <p>2 総会の招集は、日時、場所、目的および審議事項を記載した書面（電子メールを含む）によって、開催日の7日前までに通知をしなければならない。</p> <p>3 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を開催しなければならない。</p>

<p>(書面表決等)</p> <p>第33条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、<u>書面または電磁的方法</u>をもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の規定により表決した正会員は、第31条の規定の適用については出席したものとみなし、前条第3項の規定を準用する。</p> <p>3 第29条の場合において、議決すべき事項につき正会員の全員が<u>書面または電磁的方法</u>により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなし、前条第3項が適用される。</p>	<p>(書面表決等)</p> <p>第33条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の規定により表決した正会員は、第31条の規定の適用については出席したものとみなし、前条第3項の規定を準用する。</p> <p>3 第29条の場合において、議決すべき事項につき正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなし、前条第3項が適用される。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第34条 総会の議事については、議事録を作成し、議長および総会において選任された議事録署名人2名が記名押印または<u>署名(電子署名を含む)</u>し、これを保存する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第34条 総会の議事については、議事録を作成し、議長および総会において選任された議事録署名人2名が記名押印または署名し、これを保存する。</p>
<p>(開催)</p> <p>第37条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 代表理事が必要と認めたとき</p> <p>(2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した<u>書面または電磁的方法</u>によって招集の請求があったとき</p> <p>(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があった場合</p>	<p>(開催)</p> <p>第37条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 代表理事が必要と認めたとき</p> <p>(2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面(電子メールを含む)によって招集の請求があったとき</p> <p>(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があった場合</p>
<p>(招集)</p> <p>第38条 理事会は、代表理事が招集する。</p> <p>2 理事会を招集するときは、日時、場所、目的および審議事項を記載した<u>書面または電磁的方法</u>によって、開催日の7日前までに通知をしなければならない。この場合、召集の通知は監事にも行う。</p> <p>3 代表理事は、前条第1項第2号および第3号の規定による請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない</p>	<p>(招集)</p> <p>第38条 理事会は、代表理事が招集する。</p> <p>2 理事会を招集するときは、日時、場所、目的および審議事項を記載した書面(電子メールを含む)によって、開催日の7日前までに通知をしなければならない。この場合、召集の通知は監事にも行う。</p> <p>3 代表理事は、前条第1項第2号および第3号の規定による請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない</p>

<p>い。</p> <p>(書面表決等)</p> <p>第42条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、<u>書面または電磁的方法</u>をもって表決し、または出席する理事を代理人とし、表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の代理人は、代理権を証する<u>書面または電磁的方法</u>を議長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により表決した理事は、第40条の規定の適用については理事会に出席したものとみなし、前条第3項の規定を準用する。</p> <p>4 第38条の場合において、議決すべき事項につき理事の全員が<u>書面または電磁的方法</u>により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなし、前条第3項が適用される。</p>	<p>い。</p> <p>(書面表決等)</p> <p>第42条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、<u>書面</u>をもって表決し、または出席する理事を代理人とし、表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により表決した理事は、第40条の規定の適用については理事会に出席したものとみなし、前条第3項の規定を準用する。</p> <p>4 第38条の場合において、議決すべき事項につき理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなし、前条第3項が適用される。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第43条 理事会の議事については、議事録を作成し、議長および理事会において選任された議事録署名人<u>2名</u>が記名押印または署名(電子署名を含む)し、これを保存する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第43条 理事会の議事については、議事録を作成し、議長および理事会において選任された議事録署名人2名が記名押印または署名し、これを保存する。</p>
<p>(開催)</p> <p>第46条 評議員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 代表理事が必要と認めたとき</p> <p>(2) 評議員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した<u>書面または電磁的方法</u>によって招集の請求があったとき</p>	<p>(開催)</p> <p>第46条 評議員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 代表理事が必要と認めたとき</p> <p>(2) 評議員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面(電子メールを含む)によって招集の請求があったとき</p>
<p>(招集)</p> <p>第47条 評議員会は、代表理事が招集する。</p> <p>2 評議員会を招集するときは、日時、場所、目的および審議事項を記載した<u>書面または電磁的方法</u>によって、開催日の7日前までに通知をしなければならない。</p> <p>3 代表理事は、前条第1項第2号の規定による請求があったときは、速やかに評議員会を</p>	<p>(招集)</p> <p>第47条 評議員会は、代表理事が招集する。</p> <p>2 評議員会を招集するときは、日時、場所、目的および審議事項を記載した書面(電子メールを含む)によって、開催日の7日前までに通知をしなければならない。</p> <p>3 代表理事は、前条第1項第2号の規定による請求があったときは、速やかに評議員</p>

<p>招集しなければならない。</p>	<p>会を招集しなければならない。</p>
<p>(表決権等)</p> <p>第51条 評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について、<u>書面または電磁的方法</u>をもって表決し、または出席する評議員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の代理人は、代理権を証する<u>書面または電磁的方法</u>を議長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により表決した評議員は、第49条の規定の適用については出席したものとみなし、前条第3項の規定を準用する。</p> <p>4 第47条の場合において、議決すべき事項につき評議員の全員が<u>書面または電磁的方法</u>により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなし、前条第3項が適用される。</p>	<p>(表決権等)</p> <p>第51条 評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または出席する評議員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により表決した評議員は、第49条の規定の適用については出席したものとみなし、前条第3項の規定を準用する。</p> <p>4 第47条の場合において、議決すべき事項につき評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなし、前条第3項が適用される。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第52条 評議員会の議事については、議事録を作成し、議長および評議員会において選任された議事録署名人<u>2名</u>が記名押印または署名<u>(電子署名を含む)</u>し、これを保存する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第52条 評議員会の議事については、議事録を作成し、議長および評議員会において選任された議事録署名人2名が記名押印または署名し、これを保存する。</p>
<p>(資産の管理)</p> <p>第54条 本会の資産は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が<u>必要に応じて別に定める</u>。</p>	<p>(資産の管理)</p> <p>第54条 本会の資産は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第57条 本会の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>に始まり、同年12月31日をもって終わる。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第57条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日をもって終わる。</p>
<p>(定款の変更)</p> <p>第62条 この定款を変更するときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>2 前項の法第25条第3項に規定する事項以外の事項に係る定款の変更を行った場合には、速やかに所轄庁に届け出なければならない</p>	<p>(定款の変更)</p> <p>第62条 この定款を変更するときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>2 前項の法第25条第3項に規定する事項以外の事項に係る定款の変更を行った場合には、速やかに所轄庁に届け出なければならない</p>

い。	い。
<p>第67条 本会には事務局を置く。</p> <p>2 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が<u>必要に応じて別に定める。</u></p>	<p>第 67 条 本会には事務局を置く。</p> <p>2 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。</p>
<p>第68条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の2 <u>第1項</u>に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。</p>	<p>第 68 条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。</p>